

## 「第2次学校安全の推進に関する計画」の取組状況について

資料5-2

取組状況	関連指標
(1)学校安全に関する組織的取組の推進	
施策目標1 全ての学校において、管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制を構築する。	
<p>・学校安全の中核となる教職員の担うべき役割や組織体制の在り方について示した「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(平成30年2月)や『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』(平成31年3月)、「教職員のための学校安全eラーニング」(令和2年3月)の作成・周知</p> <p>・「学校安全総合支援事業」において、中核教員の先進地視察や研修会への積極的な参加を促進。また、モデル地域の学校において組織的な学校安全の先進的な取組の支援を行い、成果発表会等において普及・啓発</p> <p>・「学校安全指導者養成研修」(主催 独立行政法人教職員支援機構、共催 文部科学省)を実施し、地域や学校における学校安全の指導・助言等を行うことのできる指導者の養成(令和2年度はオンライン開催)</p> <p>・「学校安全教室推進事業」において、各地域で防犯や防災、交通安全、学校事故対応、心肺蘇生法等の研修会を実施し、教職員等の学校安全に関する指導力の向上を促進</p>	<p>【参考指標1-1】 学校安全計画を策定している学校のうち、学校安全を推進するための中核となる教職員を校務分掌に位置付けている学校の割合</p> <p>&lt;取組状況調査 表1-⑤参照&gt;</p> <p>・校務分掌中に学校安全計画を推進するための中核となる教職員(「安全主任」、「安全担当」など)を位置付けている学校は、98.9%。(47,166校/47,698校)</p> <p>・中核となる教職員の役職(複数回答可)は、校長38.7%、教頭・副校長57.5%、主幹教諭19.0%、教務主任17.3%、生徒指導主事27.8%、その他の教諭等59.8%</p> <p>【参考指標1-2】 学校安全に組織的に取り組むため、全教職員が日頃の安全教育・管理や危機発生時における自分の役割を理解している学校の割合</p> <p>&lt;取組状況調査 表7-1参照&gt;</p> <p>すべての教職員が理解していると回答した学校は、全体の89.8%。(国立95.0%、公立94.8%、私立74.7%)</p>
施策目標2 全ての学校において、学校安全計画及び危機管理マニュアルを策定する。	
<p>・「健康教育・食育行政担当者連絡協議会」等を通じて、各教育委員会等に対して、学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定について学校への指導を依頼</p>	<p>【参考指標2-1】 学校安全計画を策定している学校の割合</p> <p>&lt;取組状況調査 表1-1参照&gt;</p> <p>・学校安全計画を策定している学校の割合は、全体の96.3%。(国立100.0%、公立99.96%、私立85.4%)</p> <p>【参考指標2-2、2-3、2-4】 学校安全計画を策定している学校のうち、学校安全計画の中に、①学校の施設及び設備の安全点検、②安全指導、③職員の研修等の内容について盛り込んでいる学校の割合</p> <p>&lt;取組状況調査 表1-①、1-②、1-③参照&gt;</p> <p>・学校の施設及び設備の安全点検について盛り込んでいる学校は、99.2%。</p> <p>・安全に関する指導について盛り込んでいる学校は、99.4%。</p> <p>・教職員の研修等について盛り込んでいる学校は、87.8%。</p> <p>【参考指標2-5】 危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)を策定している学校の割合</p> <p>&lt;取組状況調査 表8-1参照&gt;</p> <p>・危機管理マニュアルを策定している学校は、全体の97.0%。(国立100.0%、公立99.9%、私立88.3%)</p> <p>【参考指標2-6】 危機管理マニュアルを策定している学校のうち、危機管理マニュアルに盛り込んでいる3領域の割合</p> <p>&lt;取組状況調査 表8-①-1参照&gt;</p> <p>・生活安全の内容を盛り込んでいる学校は、95.5%。</p> <p>・災害安全の内容を盛り込んでいる学校は、97.0%。</p> <p>・交通安全の内容を盛り込んでいる学校は、75.0%。</p>

施策目標3 全ての学校において、自校の学校安全に係る取組を評価・検証し、学校安全計画及び危機管理マニュアルの改善を行う。

・学校安全に係る取組の評価・検証の在り方や、地域等との連携の在り方、幼稚園及び特別支援学校等の学校種の特性に踏まえた対応の在り方について記載した「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(平成30年2月)、「『生きる力』をはぐむ学校での安全教育」(平成31年3月)、「教職員のための学校安全e-ラーニング」(令和2年3月)を作成・配布

・「学校安全指導者養成研修」(主催 独立行政法人教職員支援機構、共催 文部科学省)等の研修において、危機管理マニュアルの見直しの演習を実施(令和2年度はオンライン開催)

・東日本大震災の津波被害に係る大川小学校事故訴訟の高裁判決の確定や近年の災害発生の状況を踏まえ、学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しについて通知を发出(令和元年12月)

・独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいて、災害共済給付事業による事故等のデータを整理・分析し、事故防止のための調査研究報告書及び学習資料、ハンドブック等を作成・配布  
【参考】平成29年度:水泳・ゴール等の転倒による事故防止、平成30年度:熱中症予防/屋外プール等における熱中症対策、令和元年度:体育活動中における球技での事故の傾向及び事故防止対策、令和2年度:固定遊具における事故防止対策/骨折事故の傾向及び事故防止対策、スポーツ事故防止に関する映像資料の作成、スポーツ事故防止ハンドブックの改訂

【参考指標3-1、3-2】  
学校安全計画、危機管理マニュアルを策定している学校のうち、定期的又は必要に応じて、①学校安全計画、②危機管理マニュアルの見直しを行った学校の割合

<取組状況調査 表1-④、8-③参照>  
・定期的又は必要に応じて学校安全計画の見直しを行った学校は、94.0%。  
・定期的又は必要に応じて危機管理マニュアルの見直しを行った学校は、92.2%。

施策目標4 全ての教職員が、各種機会を通じて、各キャリアステージにおいて、必要に応じた学校安全に関する研修等を受ける。

・教育職員免許法の改正(平成28年11月)及び同法施行規則の改正(平成29年11月)により、教職課程コアカリキュラムに学校安全への対応が位置付けられ、令和元年度入学生から教職課程で履修

・「学校安全指導者養成研修」(主催 独立行政法人教職員支援機構、共催 文部科学省)において、地域や学校で学校安全の指導・助言等を行うことのできる指導者の養成(令和2年度はオンライン開催)

・「学校安全教室推進事業」において、各地域で防犯や防災、交通安全、学校事故対応、心肺蘇生法等の研修会を実施し、教職員等の学校安全に関する指導力や危機対応能力の向上を促進

・各教育委員会等において、学校安全に関する研修会を実施

・「教職員のための学校安全e-ラーニング」を開発し、基礎(教職員目指す学生等を対象)、初任者、中堅、管理職のステージ別の研修資料を提供(令和元年3月)

【参考指標4-1】  
学校安全計画を策定している学校のうち、職員の研修等について盛り込んでいる学校の割合(再掲)  
<取組状況調査 表7-①-1、7-②-1参照>  
・教職員に対する校内研修を実施した学校は、全体の91.3%。  
・教職員に対する校外研修への派遣を行った学校の割合は、全体の74.5%。

【参考指標4-2】  
教職員への安全に関する研修を実施した都道府県・指定都市教育委員会の割合  
<取組状況調査 教育委員会調査>  
・単独事業として教職員への安全に関する研修会を開催している都道府県・指定都市教育委員会は、89.6%。

▲参考指標のうち、「管理職研修において、学校安全に関する内容を扱っている地方公共団体の割合」については、取組状況調査の調査項目としていない。

<p>(2)安全に関する教育の充実方策</p>	
<p>施策目標5 全ての学校において、学校教育活動全体を通じた安全教育を実施する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教育要領の領域「健康」や「人間関係」等と、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、安全に関する内容を掲載(平成29年3月)</li> <li>・幼児教育指導者養成研修(主催 独立行政法人教職員支援機構、共催 文部科学省)において、学校安全の取組計画の立案の演習等実施</li> <li>・幼稚園教育理解推進事業の中央協議会において、学校安全に関する分科会の開催</li> <li>・学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育内容」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し通覧性を重視して作成した表を、小・中学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編(平成29年7月)に掲載</li> <li>・「学校安全総合支援事業」において、教科等横断的な視点での効果的な安全教育の指導方法や、緊急地震速報受信機・防犯カメラ等の先進技術を活用した安全教育の在り方等を開発し、その成果について成果発表会等を通じて情報提供</li> <li>・学校教育活動全体を通じた安全教育の在り方等を示した『「生きる力」をばぐむ学校での安全教育』(改訂2版)を作成・配布(平成30年3月)</li> <li>・「学校安全指導者養成研修」(主催 独立行政法人教職員支援機構、共催 文部科学省)において、学校安全に関するカリキュラム・マネジメントの考え方の講義や演習を実施(令和2年度はオンライン開催)</li> <li>・研究開発学校において、「生命」や「安全」の学習内容に関わるカリキュラムの開発</li> <li>・現代的な課題への対応として、情報モラル教育を推進するため、学習指導要領に情報モラルに関する内容を記載し、児童生徒向け啓発資料の作成・配布、独立行政法人教職員支援機構による情報教育の中核的な役割を担う教員を対象とした研修やセミナーの実施</li> <li>・ネットを通じた子供の性被害の防止に向けて、文部科学大臣と国家公安委員長との共同メッセージ及びリーフレット(警察庁、文部科学省)の配布</li> <li>・ネット利用に関わり地域における啓発活動として、「ネットモラルキャラバン隊」、「ネット対策地域スタートアップ事業」等を実施</li> <li>・子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、「e-ネットキャラバン」(総務省、文部科学省)を実施</li> <li>・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命(いのち)の安全教育」を推進するために教材を作成・配布(内閣府・文部科学省)(令和3年4月)</li> </ul>	<p>【参考指標5-1】  学校安全計画において、各教科等において、年間に指導する内容を位置づけ実践している学校の割合  &lt;取組状況調査 表5-①、表5-②、表5-③参照&gt;  学校安全に関して指導している教育活動の状況として、  ・生活安全について指導している学校は98.9%。「学級活動・ホームルーム活動」や「学校行事」として行われている学校が多い。  ・災害安全について指導している学校は、99.4%。「学校行事」や「学級活動・ホームルーム活動」として行われている学校が多い。  ・交通安全について指導している学校は、99.2%。「学校行事」や「学級活動・ホームルーム活動」として行われている学校が多い。</p> <p>▲参考指標のうち、「学校安全計画において、各教科等において、年間に指導する内容を位置付け実践している学校の割合」については、取組状況調査の調査項目としていない。</p>

施策目標6 全ての学校において、自校の安全教育の充実の観点から、その取組を評価・検証し、学校安全計画(安全管理、研修等の組織活動を含む)の改善を行う。

- ・学校安全計画の策定及び見直し等について解説した『『生きる力』をはぐむ学校での安全教育』(平成31年3月)、「教職員のための学校安全e-ラーニング」(令和2年3月)の作成・周知
- ・東日本大震災の津波被害に係る大川小中学校事故訴訟の高裁判決の確定や近年の災害発生の状況を踏まえ、学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しについて通知を发出(令和元年12月)
- ・「学校安全指導者養成研修」等の研修において、学校安全計画の評価・検証、見直しに関する講義及び演習を実施(R2年度はオンライン)
- ・「学校安全総合支援事業」のモデル地域において、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた安全教育や組織的な取組による安全管理の充実を図るため、PDCAサイクルに基づく検証・改善を実施し、その成果について成果発表会や学校安全ポータルサイトを通じて周知

【参考指標6】  
 学校安全計画を策定している学校のうち、定期的又は必要に応じて、同計画の見直しを行った学校の割合<再掲>  
 <取組状況調査 表1-④>  
 ・定期的又は必要に応じて学校安全計画の見直しを行った学校は、94.0%。

(3) 学校の施設及び設備の整備充実

施策目標7 全ての学校において、耐震化の早期完了を目指すとともに、緊急的に取り組むことが必要な老朽化対策等の安全対策を実施する。

- ・公立学校施設整備費により、地方公共団体の取組を支援。各都道府県教育委員会に対して、公立学校施設の非構造部材を含めた早期の耐震化完了について通知を发出し、構造体の耐震化が完了していない設置者においては、一刻も早く完了させるとともに、耐震性がない建物については、耐震性が確保されるまでの間は使用しない等、児童生徒等の安全の確保を要請
- ・地方公共団体において、「インフラ長寿命化基本計画」等に基づき、学校施設の老朽化対策を計画的・効率的に進めるため、令和2年度末までに長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、所管の学校施設の老朽化対策に取り組むよう促す。このため、文部科学省においては、個別施設計画策定の手引・事例集の作成や講習会等を実施するとともに、長寿命化改修や将来に長寿命化を図る前提で実施する予防的な改修に対し国庫補助を行い、地方公共団体の取組を支援。引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に基づき、補助を行い、必要な支援を行う
- ・国立大学法人等施設整備費補助金により、国立大学法人等施設の整備を推進。各法人に対して、国立大学法人等施設の非構造部材を含めた早期の耐震化完了について通知を发出し、構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策が完了していない法人においては、至急取組を進めていただくよう依頼
- ・国立大学法人等施設の老朽化対策等については、「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画(平成28年度～令和2年度)」に基づいた計画的・重点的な施設整備に加え、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等に基づき、学校施設の安全対策を推進。引き続き、「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画(令和3～7年度)」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に基づき、補助を行う
- ・私立学校施設整備費により、学校法人の取組を支援。各学校設置者に対して、私立学校施設の非構造部材を含めた早期の耐震化完了について通知を发出し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を踏まえ、学生等の安全を早急に確保するため、引き続き耐震化の促進に向けて最優先で取り組んでいただくよう依頼
- ・学校施設における非構造部材等の耐震点検及び対策の方法をまとめた「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(追補版)(平成31年3月)」を作成するとともに、「同ガイドブック(平成27年3月改訂版)」と合わせて、学校設置者等への通知やセミナー等を通じて周知

【参考指標7】  
 ・公立学校施設の耐震化率(小中学校) 99.4%(114,389棟/115,063棟)  
 ・国立学校施設の耐震化率 99.3%(2,787万㎡/2,807万㎡)  
 ・私立学校施設の耐震化率(幼稚園～高校等) 92.3%(21,789棟/23,608棟)  
 ・私立学校施設の耐震化率(大学等) 94.0%(4,440万㎡/4,722万㎡)

施策目標8 全ての学校において、地域の特性に応じ、非常時の安全に関わる設備の整備を含めた安全管理体制を充実する。

・「学校安全総合支援事業」のモデル地域において、緊急地震速報受診機や防犯カメラ等の先端技術を活用した安全管理の取組を行い、その成果について成果発表会や学校安全ポータルサイトを通じて周知

・水防法等に基づく避難確保計画の策定について国土交通省と連携して依頼(平成30年度～)

・台風や集中豪雨等により発生する風水害に対して、学校施設の安全の確保や被害の軽減のため、各学校の設置者及び管理者において、主に施設面について点検、実施されることが望まれる措置等のポイントをまとめた風水害対策のパンフレット「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」(令和2年3月)を作成・周知

・教育委員会に対し、避難所となる学校施設の防災機能の強化を一層推進するよう依頼(令和元年8月)

・学校設置者等に対し、避難所となる学校施設の防災機能の強化等に向けた取組を推進する際の参考となる「避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集(令和2年3月)」を作成・周知

・学校施設におけるバリアフリー化の状況調査の結果を公表するとともに、有識者会議の報告を踏まえ、学校施設バリアフリー化推進指針を改訂。公立小中学校等のバリアフリー化について、令和7年度末までの5年間の整備目標を定め、各学校設置者に対し、取組の加速を要請。(令和2年12月)

【参考指標8-1】  
非常時の安全に関わる設備や備品を備えている学校の割合  
<取組状況調査 表16-①-1(防犯監視システム)、16-②(通報システム)、16-③(安全を守るための器具)参照>

【参考指標8-2、8-3、8-4】  
AEDを設置又は設置予定の学校の割合、設置している学校のうち日常点検をしている学校の割合、全ての教職員を対象としたAEDの使用を含む応急手当講習を行っている学校の割合  
<取組状況調査 表26-1、26-③-1、28-1参照>  
・AEDを設置又は令和元年度に設置予定の学校は、全体の95.1%。そのうち、日常的に点検を実施している学校は98.6%。  
・教職員を対象としたAEDの使用を含む応急手当の実習を行っている学校の割合は、全体の92.4%。また、全ての教職員を対象に講習を行っているのは全体の72.5%

【参考指標8-5、8-6】  
学校敷地内・校舎内への不審者の侵入防止のための対応を取っている学校の割合、不審者の発見・排除のための対応や緊急時に備えた対応を取っている学校の割合  
<取組状況調査 表14-1、表15-1参照>  
・学校敷地内・校舎内への不審者の侵入防止のための対応を取っている学校は、全体の97.3%  
・学校敷地内での不審者の発見・排除のための対応や学校へ不審者が侵入する等の緊急時に備えた対応を取っている学校は、全体の98.1%

【参考指標8-7】  
緊急地震速報受信システムを設置又は設置予定の学校の割合  
<取組状況調査 表22-1参照>  
・緊急地震速報受信システムを設置又は令和元年度内に設置予定の学校は、全体の49.5%。

【その他】  
・各防災機能を保有する学校の割合※ 備蓄倉庫78.1%(23,693校)、飲料水73.7%(22,377校)、非常用発電機等60.9%(18,468校)、LPガス等57.1%(17,341校)、災害時利用通信80.8%(24,529校)、断水時のトイレ58.3%(17,707校)※避難所に指定されている学校数30,349に対する割合

・公立小中学校※1におけるバリアフリー化の状況(令和2年5月1日時点)  
【校舎】車椅子使用者用トイレ65.2%、スロープ等による段差解消(門から建物の前まで)78.5%、(昇降口・玄関等から教室等まで)57.3%、エレベーター※227.1%  
【屋内運動場】車椅子使用者用トイレ36.9%、スロープ等による段差解消(門から建物の前まで)74.4%、(昇降口・玄関等から教室等まで)57.0%、エレベーター※265.9%  
※1 義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む。  
※2 1階建ての校舎・屋内運動場のみ保有する学校を含む。

施策目標9 全ての学校において、定期的に学校施設・設備の安全点検を行うとともに、三領域(生活安全・災害安全・交通安全)全ての観点から通学・通園路の安全点検を行い、児童生徒等の学校生活環境の改善を行う。

・安全点検の内容や方法をはじめ安全点検のPDCAサイクルに基づく組織的な取組方法等について記載した「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(平成30年2月)、「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成31年3月)を作成・配布

(通学・通園路について)  
・「通学路交通安全プログラム」等に基づく合同点検の継続(平成25年度～)  
・防犯の観点から通学路における緊急合同点検を実施し、必要な対策を推進(平成30年度～)  
・未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を実施し、必要な対策を推進(令和元年度)

・児童生徒の安全・安心を確保する観点から、学校施設のブロック塀等の安全対策等を実施(平成30年度～)

【参考指標9-1、9-2】  
①学校の施設及び設備、②通学・通園路の安全点検を実施した学校の割合  
<取組状況調査 表2-1、3-①-1参照>  
・学校の施設及び設備の安全点検を実施した学校は、全体の98.6%。  
・通学路・通園路の安全点検を実施した学校は、通学路・通園路を設定している学校のうち、98.8%。

施策目標10 全ての学校において、学校管理下における事故等が発生した場合には、「学校事故対応に関する指針」に基づく調査を行う。

・「学校事故対応に関する指針」(平成28年3月)に基づく調査・検証・報告・再発防止等について解説した「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(平成30年3月)や「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成31年3月)を作成・配布

・「学校安全指導者養成研修」(主催 独立行政法人教職員支援機構、共催 文部科学省)において、学校事故対応に関する講義を実施(令和2年度はオンライン開催)

・「学校安全教室推進事業」において、学校事故対応に関する研修を実施

・「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書を横断整理し、その教訓を周知(令和2年3月)

【参考指標10】  
 ・「学校事故対応に関する指針」に基づく調査対象の事故すべてについて基本調査を実施している学校の割合  
 <取組状況調査 表17-1参照>  
 ・平成29年4月1日～平成31年3月31日までに発生した学校事故のうち、基本調査の対象となる事故が発生した学校について、すべての調査対象の事故について基本調査を実施している学校は、94.2%。

(5)家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

施策目標11 全ての学校において、児童生徒等の安全に関する保護者・地域住民との連携体制を構築する。

・スクールガード・リーダー等による各地域における見守り活動に対する支援のため「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の実施

・「登下校防犯プラン」により防犯の観点からの「地域の連携の場」の設置を促進(平成30年度～)。

・「学校安全総合支援事業」のモデル地域において、保護者や地域住民等と連携した学校安全の取組を実施し、その成果を成果発表会や学校安全ポータルサイトにて周知

・地域における通学路の安全確保の方策等についての調査研究を実施し、「通学路における児童生徒の安全確保に向けた取組事例集」や「やってみよう！登下校の見守りハンドブック」の作成・周知(令和3年3月)

【参考指標11-1】  
 地域安全委員会や学警連等、児童生徒等の安全確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体との間で協力要請や情報交換を行うための会議を開催している学校の割合  
 <取組状況調査 表12-①-1、12-②-1、12-③-1参照>  
 ・生活安全(防犯を含む)について、家庭や地域の関係機関・団体等と連携を行っている学校は、全体の86.5%  
 ・災害安全について、家庭や地域の関係機関・団体等と連携を行っている学校は、全体の81.1%  
 ・交通安全について、家庭や地域の関係機関・団体等と連携を行っている学校は、全体の85.5%

【参考指標11-2】  
 学校の施設が避難所になった場合の対応等について、自治体防災担当部局、地域住民等との間にあらかじめ連携体制が図られている学校の割合  
 <取組状況調査 表20-①-1参照>  
 ・自治体防災担当部局や地域住民等との間であらかじめ連携が図れている学校は、全体の62.9%。

【参考指標11-3】  
 学校内外において、地域のボランティアなどによる巡回・警備が行われている学校の割合  
 <取組状況調査 表13-1参照>  
 ・学校内外において地域のボランティア等による巡回・警備が行われている学校は、全体の64.0%。

【その他】  
 <取組状況調査 表1-⑥-1、8-④-1、21-1参照>  
 ・学校安全計画を策定している学校のうち、学校安全計画や安全教育等の取組を保護者へ周知している学校は、78.6%。  
 ・危機管理マニュアルを作成している学校のうち、保護者に周知している学校は46.2%。  
 ・災害時における児童生徒等の引き渡し・待機方法について、保護者との間で手順やルールを定めている学校は、全体の84.8%。

施策目標12 全ての学校において、児童生徒等の安全に関する外部専門家や関係機関との連携体制を構築する。

・「登下校防犯プラン」により防犯の観点からの専門家や関係機関との連携体制の強化を促進(平成30年度～)。

・「学校安全指導者養成研修」(主催 独立行政法人教職員支援機構、共催 文部科学省)や「学校安全総合支援事業成果発表会」等において、専門家による防犯や自然災害に関わる内容の講義や演習等を実施

・「学校安全総合支援事業」のモデル地域において、専門家や関係機関等と連携した学校安全の取組を実施し、その成果を成果発表会や学校安全ポータルサイトで周知

・警察と連携した不審者情報の共有について再周知(令和元年6月)

・関係省庁に対して、自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について、学校設置者や学校に対する支援・助言を依頼(令和2年3月)

【参考指標12-1】

学校安全計画や避難訓練等を外部有識者がチェック・助言する体制が整備されている学校の割合

<取組状況調査 表24-1参照>

・学校安全に関する外部の専門家や学校教育の専門家との連携を図るなど、学校安全計画や避難訓練等を外部有識者がチェック・助言する体制が整備されている学校は全体の33.6%。

【参考指標12-2】

地域の行政機関との安全に関する情報共有や共同訓練等を行っている学校の割合

<取組状況調査 表11-1参照>

・地域の行政機関との間で安全に関する情報共有や共同訓練を行っている学校は、全体の87.0%。

※関連指標の「取組状況調査」は、「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査(平成30年度)」である。また、調査対象は幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校である。